

## 年金委員の扉

### 年金委員知つため情報 (3)

## “マクロ経済スライド”ってなに？

年金委員のみなさんが知っておくとためになる「年金委員知つため情報」。今回のテーマは「“マクロ経済スライド”ってなに？」。みなさんは、マクロ経済スライドという言葉を聞いたことがお有りでしょうか。年金制度改革の話の中では、よく出てくる言葉ですが、その意味する内容を説明するとなると、なかなかやっかいです。できるだけ、わかりやすく説明しますので、お付き合いください。

#### (1) “マクロ経済スライド”という言葉の意味から説明すると…

マクロ経済スライドは年金額を改定するしくみなのですが、ほかに年金額を改定するしくみとしては、聞いたことがあるかもしれません、物価スライドと賃金スライドというしくみがあります。

物価スライドは物価の変動に連動して年金額を改定するしくみです。また、現役の賃金の変動に連動して年金額を改定するしくみが賃金スライドです。

物価とか賃金をテーマにする経済を「ミクロ経済」と言いますが、その意味では、物価スライドや賃金スライドは言うなれば、ミクロ経済スライドの一種だという言い方もできないわけではありません。

そこで、マクロ経済スライドですが、マクロ経済がテーマとするのは、国全体あるいは国際規模の経済です。この言葉の意味から、マクロ経済スライドとは、国全体の経済の変化を年金額の改定に反映するしくみだということが言えます。

実際に、マクロ経済スライドにおいて、国全体の変化をみるに当たって、注目したのが「現役世代の減少」と「平均余命の伸び」という変化なのです。

#### (2) “マクロ経済スライド”を働き（役割・機能）から説明すると…

さて、次にマクロ経済スライドがどのように年金額を改定するのか、その働き（役割・機能）を説明します。

物価スライドや賃金スライドといったミクロ経済スライド（そんな言葉はありませんが。）は年金受給者個人の年金額を改定しますが、マクロ経済スライドは国全体（国の年金財政）の年金額を改定する仕組みです。

年金額は毎年、物価の変動や賃金の変動に連動して改定されますが、そのときに国の年金財政に影響を与える変化（「現役世代の減少（保険料負担する人たちが減ります。）」と「平均余命の伸び（年金を長期間受けれる人が増えます。）」を年金額改定に反映させるのです。具体的には、物価や賃金が上がった場合、そのままそれを反映させ、年金額を上昇させるのではなく、その上昇分から「現役世代の減少率」と「平均余命の伸びを勘案した一定率」を差し引くのです。

そうしますと、現在の受給者の年金額の伸びは、マクロ経済スライドが機能していないときよりも、低く抑えられます。年金財政から支払われる年金額が抑えられるということは、年金財政において積立金として残る分が増えることになり、その積立金は将来支払われる年金のためにプールされます。したがって、年金を持続可能な制度として、将来にわたって、年金の支給を確実なものにしていくことにつながります。

本当は、もっと正確にマクロ経済スライドのしくみを説明しなければいけないのですが、基本的な考え方は伝わったのではないかと思います。ご参考になればうれしいです。



## 地域型年金委員のお仕事 (3)

## 源泉徴収票が送られてくる！

## 年金委員の扉

今回のテーマは「源泉徴収票が送られてくる！」です。日本年金機構では、新年の松の内（関東では1月7日まで、関西では1月15日までを言うようです。機構本部は東京にありますから「1月7日まで」）が終わったころから1月中旬にかけて、「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」を受給者宛に発送します。ご近所で源泉徴収票のことが話題になったら、地域型年金委員のみなさんの出番です。アドバイスしてあげましょう。

## ◆ 「源泉徴収票」が送られてくるひとは?

「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」が送られてくるひとは、令和7年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由（支払われる理由や根拠のこと。）とする年金を受け取った方々です。これには、令和7年分として支払われた公的年金等の支払金額や源泉徴収税額（公的年金等から徴収された所得税額）が書かれています。

## ◆ 「源泉徴収票」はどんなときに必要か？

確定申告する際に提出する確定申告書に源泉徴収票の内容を記載することになります。平成31年4月より確定申告の際に、確定申告書に源泉徴収票を添付する必要はなくなったのですが、税務署等において確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票を持参してください。

◆確定申告が必要となる方

(1)2か所以上の年金の支払者（たとえば、日本年金機構から老齢基礎年金・老齢厚生年金、共済組合から退職等年金給付を受けている場合）に対して「扶養親族等申告書」を提出している方や(2)年金以外に給与所得がある方——などは、多くの場合、所得

税の確定申告が必要です。

### ●公的年金等の源泉徴収票（見本）

(1)公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、(2)公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下——の場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

なお、確定申告につきましては、詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。また、国税庁ホームページ（令和7年分確定申告特集）では、令和7年分の確定申告に関する情報をご覧いただけます。

\*見本は、令和6年分の「公的年金等の源泉徴収票」です。